

厚木市告示第 230 号

厚木市国民健康保険条例（昭和 34 年厚木市条例第 7 号。以下「条例」という。）第 19 条第 2 項及び第 19 条の 3 第 6 項において準用する条例第 15 条第 3 項並びに第 19 条第 6 項において準用する第 15 条の 18 第 3 項の規定に基づき、令和 8 年度の厚木市国民健康保険の保険料の軽減額を次のとおり告示する。

令和 8 年 5 月 25 日

厚木市長 山口 貴 裕

- 1 条例第 19 条第 1 項第 1 号及び第 19 条第 5 項第 1 号に該当する納付義務者
 - (1) 被保険者均等割
 - ア 基礎賦課額に係る 1 人当たり軽減額 18,585 円
 - イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る 1 人当たり軽減額 6,366 円
 - ウ 介護納付金賦課額に係る 1 人当たり軽減額 7,143 円
 - エ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る 1 人当たり軽減額 707 円
 - (2) 18 歳以上被保険者均等割
 - 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る 1 人当たり軽減額 41 円
 - (3) 世帯別平等割
 - ア 基礎賦課額に係る被保険者の属する 1 世帯当たり軽減額 16,777 円
 - イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者の属する 1 世帯当たり軽減額 5,747 円
 - ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者の属する 1 世帯当たり軽減額 4,851 円
 - エ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る 1 人当たり軽減額 638 円
 - (4) 特定世帯世帯別平等割
 - ア 基礎賦課額に係る被保険者の属する 1 世帯当たり軽減額 8,389 円
 - イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者の属する 1 世帯当たり軽減額 2,874 円
 - ウ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る 1 人当たり軽減額 320 円

(5) 特定継続世帯世帯別平等割

- ア 基礎賦課額に係る被保険者の属する1世帯当たり軽減額 12,584円
- イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者の属する1世帯当たり軽減額 4,310円
- ウ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る1人当たり軽減額 479円

2 条例第19条第1項第2号及び第19条第5項第2号に該当する納付義務者

(1) 被保険者均等割

- ア 基礎賦課額に係る1人当たり軽減額 13,275円
- イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る1人当たり軽減額 4,547円
- ウ 介護納付金賦課額に係る1人当たり軽減額 5,102円
- エ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る1人当たり軽減額 505円

(2) 18歳以上被保険者均等割

- 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る1人当たり軽減額 29円

(3) 世帯別平等割

- ア 基礎賦課額に係る被保険者の属する1世帯当たり軽減額 11,984円
- イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者の属する1世帯当たり軽減額 4,105円
- ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者の属する1世帯当たり軽減額 3,465円
- エ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る1人当たり軽減額 456円

(4) 特定世帯世帯別平等割

- ア 基礎賦課額に係る被保険者の属する1世帯当たり軽減額 5,992円
- イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者の属する1世帯当たり軽減額 2,053円
- ウ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る1人当たり軽減額 228円

(5) 特定継続世帯世帯別平等割

- ア 基礎賦課額に係る被保険者の属する1世帯当たり軽減額 8,988円
- イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者の属する1世帯当たり軽減額 3,079円
- ウ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る1人当たり軽減額 342円

3 条例第19条第1項第3号及び第19条第5項第3号に該当する納付義務者

(1) 被保険者均等割

ア 基礎賦課額に係る1人当たり軽減額	5,310円
イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る1人当たり軽減額	1,819円
ウ 介護納付金賦課額に係る1人当たり軽減額	2,041円
エ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る1人当たり軽減額	202円

(2) 18歳以上被保険者均等割

子ども・子育て支援納付金賦課額に係る1人当たり軽減額	12円
----------------------------	-----

(3) 世帯別平等割

ア 基礎賦課額に係る被保険者の属する1世帯当たり軽減額	4,794円
イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者の属する1世帯当たり軽減額	1,642円
ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者の属する1世帯当たり軽減額	1,386円
エ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る1人当たり軽減額	183円

(4) 特定世帯世帯別平等割

ア 基礎賦課額に係る被保険者の属する1世帯当たり軽減額	2,397円
イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者の属する1世帯当たり軽減額	821円
ウ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る1人当たり軽減額	92円

(5) 特定継続世帯世帯別平等割

ア 基礎賦課額に係る被保険者の属する1世帯当たり軽減額	3,596円
イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者の属する1世帯当たり軽減額	1,232円
ウ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る1人当たり軽減額	137円

4 条例第19条の3に該当する納付義務者

(1) 条例第19条第1項第1号及び第19条第5項第1号に規定する基準に従い減額した世帯

ア 基礎賦課額に係る未就学児の1人当たり軽減額	3,982円
イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る未就学児の1人当たり軽減額	1,364円
ウ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る1人当たり軽減額	151円

(2) 条例第 19 条第 1 項第 2 号及び第 19 条第 5 項第 2 号に規定する基準に従い減額した世帯

ア 基礎賦課額に係る未就学児の 1 人当たり軽減額 6,637 円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る未就学児の 1 人当たり軽減額
2,274 円

ウ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る 1 人当たり軽減額 252 円

(3) 条例第 19 条第 1 項第 3 号及び第 19 条第 5 項第 3 号に規定する基準に従い減額した世帯

ア 基礎賦課額に係る未就学児の 1 人当たり軽減額 10,620 円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る未就学児の 1 人当たり軽減額
3,638 円

ウ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る 1 人当たり軽減額 404 円